

## 神戸市外国語大学評価企画会議規則

2023年4月1日

規則第73号

(設置)

第1条 神戸市外国語大学（以下「本学」という。）の教育研究活動等の状況について自己点検・評価し改善する継続的な取組（以下「内部質保証」という。）を推進するため、学長のもとに評価企画会議（以下「会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 会議は、全学的な内部質保証を推進することにより、本学が掲げる理念及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミSSION・ポリシー）を実現することを目的とする。

(委員の構成)

第3条 会議は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 教学情報委員会委員長
- (4) 入試研究部会長
- (5) FD推進部会長
- (6) 大学事務局長
- (7) 大学事務局次長
- (8) その他事務職員の中から学長が指名する者

2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 会議に委員長を置き、学長をもって充てる。委員長に事故あるときは、あらかじめ指名された委員がその職務を代行する。

2 委員長は、会議を招集し、議長となる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(業務)

第6条 会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な自己点検・評価に関すること
- (2) 認証評価に関すること
- (3) 中期目標、中期計画及び各年度の計画に関すること
- (4) その他、内部質保証の推進のために必要な事項

(内部質保証に関する方針及び手続き)

第7条 内部質保証に関する方針及び手続きについては、別途定める。

(専門部会)

第8条 会議は、第6条各号に掲げる業務を行った結果明らかになった課題について、必要に応じて改善及び改革の方針を検討するための専門部会を置くことができる。

(事務)

第9条 会議の事務は、大学事務局総務グループが行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議がこれを定める。

附 則

- 1 この規則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 神戸市外国語大学評価企画会議規程（2021年11月規程第5号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、2025年7月1日から施行し、2025年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、2026年6月1日から施行する。